様式第五十六（第39条第３項関係）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書

［略］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第１項及び同法施行規則第39条第３項の規定により、次のとおり報告します。

［略］

［注　１～16　略］

［備考１～３　略］

様式第五十七（第39条第３項及び第４項関係）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素の変更等に係る報告書

［略］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第１項及び同法施行規則第39条第３項／第４項の規定により、次のとおり報告します。

［略］

［注　１～16　略］

［備考１～３　略］

様式第五十八（第39条第５項関係）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素の所持に係る報告書

［略］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第１項及び同法施行規則第39条第５項の規定により、次のとおり報告します。

［略］

［注　１～７　略］

［備考１～３　略］

様式第五十九（第41条関係）

表

［略］

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の２　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第18条第１項、第２項及び第４項並びに第33条第１項及び第３項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条第６項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又

様式第五十六（第39条第４項関係）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第１項及び同法施行規則第39条第４項の規定により、次のとおり報告します。

［同上］

［注　１～16　同上］

［備考１～３　同上］

様式第五十七（第39条第４項及び第５項関係）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素の変更等に係る報告書

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第１項及び同法施行規則第39条第４項／第５項の規定により、次のとおり報告します。

［同上］

［注　１～16　同上］

［備考１～３　同上］

様式第五十八（第39条第６項関係）

整理番号（注１）		

特定放射性同位元素の所持に係る報告書

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第１項及び同法施行規則第39条第６項の規定により、次のとおり報告します。

［同上］

［注　１～７　同上］

［備考１～３　同上］

様式第五十九（第41条関係）

表

［同上］

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の２　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第18条第１項、第２項及び第４項並びに第33条第１項及び第４項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条第６項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又